

兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・故フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行 第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第4章 聖務日課（教会の祈り）」を解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関われるように、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ペトルス・ウィリー・ソバ・ドイ O.C.D.

第4章 聖務日課（教会の祈り）

典礼憲章

③9 ～第二バチカン公会議公文書より～

各時課：聖務日課の目的は一日の聖化でありますから、伝統的な特定の時間に定められた祈り（時課）の流れを改訂して、出来る限り諸時課の本来の時刻に復元されるように、また同時に、特に使徒職に携わる人々の置かれている現代の生活状況を考慮しなくてはなりません。

したがって、聖務日課の刷新にあたり、次の規定を守らなくてはなりません。

- a) 賛課は朝の祈りとして、晩課は夕の祈りとして、全教会の尊敬に値する伝統によって、毎日の聖務日課の二大中核、主要時課とされ、また、そのようなものとして行われなければなりません。
- b) 終課は一日の終わりに相応しいものとなるように構成されなければなりません。
- c) 朝課と呼ばれる時課は、歌隊共唱（コーラス・聖歌隊による歌）においては夜中の賛美としての性格を保ちますが、一日の中で、どの時刻にでも唱えることができるように、また、より少ない詩編と、より長い聖書朗読によって構成することも適切に対応していかなくてはなりません。
- d) 一時課（午前6時頃の祈り）は廃止します。
- e) 歌隊共唱においては、三時課（午前9時頃）六時課（正午頃）九時課（午後3時頃）の各小時課が守られなければなりません。歌隊共唱以外の場合は、この三つのうち、時刻により合った時課を一つ選ぶことが許されます。

（つづく）

URL : <https://inori.catholic.jp>